

ASEAN人造りプロジェクト
インドネシア共和国
職業訓練指導員
小規模工業普及員養成センター
(CEVEST)
エバリュエーション調査団報告書
附 R/D 延長協議短期専門家チーム報告
(職業訓練部門)

昭和62年11月

国際協力事業団

海七

JR

88-008

RY

国際協力事業団

19673

JICA LIBRARY



1076415(7)

19673

序 文

本 CEVEST プロジェクトは、昭和 56 年 1 月、鈴木善幸首相（当時）が ASEAN 諸国を歴訪した際提唱した「ASEAN 人造りへの協力」構想に応じて、インドネシアから職業訓練指導員と小規模工業普及員の養成センターを設立するための無償資金協力及び技術協力について要請があったものである。

技術協力は、昭和 58 年 2 月から 5 年にわたりプロジェクト方式で実施され、来る昭和 63 年 2 月には協力期間満了を迎えようとしている。

本報告書は、協力期間満了を半年後に控え、プロジェクトの協力実績を評価し、継続協力の要否について関係者と協議するため、昭和 62 年 6 月 16 日から 25 日まで派遣されたエバリュエーション調査団の調査・協議結果をとりまとめたものである。

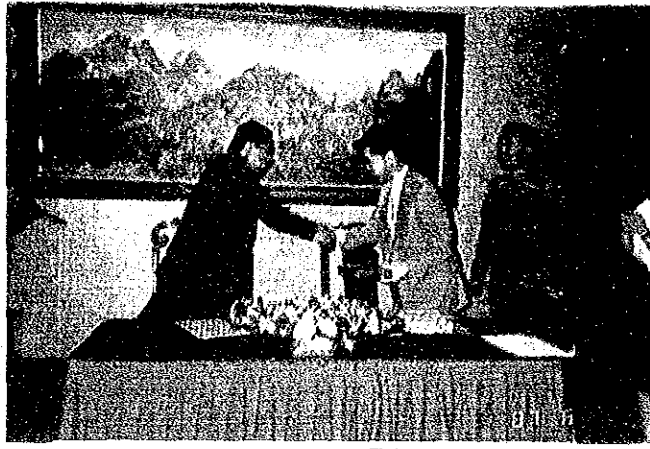
また、この調査結果を踏まえ、同調査団派遣と前後してインドネシア側から提出された延長要請を受けて行われた R/D 延長協議に係る短期専門家チーム派遣（同年 10 月 18 日～22 日）の結果も併せ収録した。

調査団及び短期専門家チームの派遣にあたり、ご協力をいただいた労働省、雇用促進事業団、並びに現地での調査活動にご支援を賜った在インドネシア日本国大使館及び専門家チームの方々に深甚なる謝意を表する次第である。

昭和 62 年 11 月

国際協力事業団

理事 玉 光 弘 明



▲ミニッツ署名



▲次官表敬



▲カウンターパートから聞き取り



◀労働省職員研修所前
 佐々木短期専門家
 平山団員
 隅田リーダー
 シダルト局長
 高橋団長
 ビトヨ局長
 (左から)
 和田団員
 タウフィック課長
 米川団員
 武藤団員
 江尻専門家

目 次

序 文
写 真

第1章 総 論

1. エバリュエーション調査団の派遣	1
1-1 派遣目的	1
1-2 調査方針	1
1-3 調査団の構成	2
1-4 調査日程	3
1-5 主要面談者リスト	3
2. 評価総括	5
3. ミニッツ	7
3-1 ミニッツ署名に至る経緯	7
3-2 ミニッツ	9
〔参考〕 プロジェクト経緯一覧（職業訓練部門のみ）	16

第2章 各 論

4. 訓練コース実施状況	21
4-1 マスタープラン上の訓練構想	21
4-2 訓練コースの改編	22
4-3 訓練コース実施状況	25
4-4 訓練ニーズの把握及びカリキュラム見直し	85
5. 研究開発事業実施状況	96
5-1 基本計画と修正構想	96
5-2 指導技法、訓練カリキュラム、設備基準及び基礎研究	97
5-3 終了時試験・技能証明	98
5-4 教材開発	98

6. 技術移転達成状況	100
6-1 カウンターパート配置状況	100
6-2 カウンターパート育成状況	104
6-3 技術移転項目別目標達成状況	113
6-4 教科書・教材作成状況	123
6-5 機材活用状況	146
6-6 技術移転計画	171
7. インドネシア側の要望	224
8. プロジェクトの実施体制	226
8-1 組 織	226
8-1-1 管理組織の推移	226
8-1-2 労働省における位置づけ	229
8-2 施設建設	230
8-3 予算の確保・執行	232
8-4 資材の調達	232
8-5 機材の保守管理状況	235
8-6 本邦購送機材の引取り	235
9. 日本側投入実績（職業訓練部門のみ）	238
9-1 専門家派遣	238
9-2 研修員受入	239
9-3 機材供与	240
9-4 調査団派遣	241
第3章 R/D延長協議短期専門家チーム報告	
1. 概 要	245
2. 対処方針及び調査結果	247
3. ミニッツ	249

第 1 章 総 論

1. エバリュエーション調査団の派遣

1-1 派遣目的

本プロジェクトは1988年2月にR/D協力期間が終了する予定であるが、本調査団はインドネシア側（以下、イ側あるいはイ国と略記することがある）関係者及び専門家チームとの協議を通じて、技術協力活動の進捗状況及び実績を把握することによりプロジェクトの完成度、管理運営の適正度及び計画の妥当性について評価を行うとともに、イ側への引渡し可能な分野及び継続協力の必要な分野について見極めを行うことを目的とする。

1-2 調査方針

(1) 「R/D終了に伴い、イ側が自立して本センターにおける訓練を運営していけるか否か」が最終的なポイントとなるところ、評価においてはイ側カウンターパートに対する技術移転の達成度に重点をおくことが原則となるが、同時に本プロジェクトにおいては、主としてイ側の実施体制整備の遅れにより、技術移転を行ううえで困難が生じた経緯があることに鑑み、本センターの設置基盤である職業訓練行政の成熟度を踏まえて、イ側の実施体制の現状を評価し、自立度を判断する必要がある。したがって、本調査団は技術移転の達成度を判断するための各種の評価表の作成を専門家に対して依頼し、これをもとに専門家からヒアリングを実施するとともに、カウンターパートからのヒアリングを実施、またイ側の関係者に対するQuestionnaireにより運営管理体制の詳細を確認し、自立度を評価することとする。このQuestionnaireにはインドネシアの職業訓練行政におけるCEVESTの位置づけに係る質問等も併せ盛り込むことにより、計画の妥当性等の評価資料としても役立つものとする。

(2) 評価の基本方針は下記のとおり。

- ① 技術移転達成度の評価基準はイ側へ引渡しすることができる（イ側が独力で訓練コースを運営し、必要に応じて内容の見直し、改善を行っていくことができる）か否かの観点から次の3段階評価を基本とし、カウンターパート各人について行った評価結果をもとに、各料ごとの総括評価を行う。
 - a：調査時点で習得している（技術移転完了）
 - b：R/D終了時までに習得可（技術移転完了見込み）
 - c：R/D終了時までに習得未完了（引続き技術移転が必要）
- ② 教材開発については開発状況/達成度とともに、カウンターパート育成状況の一端でもある教材作成におけるカウンターパートの関与の度合を確認し、5段階表示する。
- ③ 他の調査項目については段階評価は行わず、項目別に現況及び問題点を資料に基づき分析するとともに、関係者からのヒアリング結果を記述式で評価する。

ただし、機材活用・維持管理状況については、次の3段階評価を行うとともにC段階の

機材については、その内容及び原因を明らかにする。

A：訓練に非常に有効に活用している

B：訓練に活用している

C：訓練にあまり活用されていない

なお、故障・破損状況及びカウンターパートの保守・操作能力については別途調査／評価する。

- (3) 協力延長については、これまでの本プロジェクトの進捗状況に鑑み、R/D満了に伴うイ側への全面的な引渡しは不可能と予測される所、上記評価により技術移転未達成の内容を明らかにするとともに、未達成を補完するのに必要な追加の協力内容については、可能な限り詳細に把握する。

併せてイ側の延長要望の詳細を調査し、延長協力内容の策定に資する。

- (4) プロジェクトの実施状況全般について、評価・調査の結果、必要と認められる事項については、イ側に申し送るとともにミニッツにとどめ、実施を促す。

1-3 調査団の構成

団長（総括）	高橋 匡	雇用促進事業団職業訓練部次長
団員（教材開発）	平山 紘一	労働省職業能力開発局技能振興課上席技能検定官
団員（訓練計画）	米川 靖夫	労働省職業能力開発局管理課予算第一係長
団員（電子）	武藤 栄	雇用促進事業団職業訓練研究センター 電気・化学系訓練研究室長
団員（協力計画）	和田 智子	国際協力事業団社会開発協力部海外センター課

運営管理短期専門家・佐々木福旺
(国際協力事業団社会開発協力部海外センター課)
(6/20(土)より合流)

1-4 調査日程

月/日	行程・調査内容
6/16 (火)	移動 (東京 → ジャカルタ / GA 873) 調査日程打合せ
6/17 (水)	JICA 事務所訪問・打合せ、労働省表敬 調査方針に係る関係者打合せ
6/18 (木)	ジャカルタ → ブカシ (CEVEST) 施設訓練状況視察、専門家からの聞き取り調査
6/19 (金)	ジャカルタ → ブカシ (CEVEST) カウンターパートからの聞き取り調査
6/20 (土)	労働省職員研修所にて協議 (佐々木職員ジャカルタ着)
6/21 (日)	団内打合せ、資料整理
6/22 (月)	労働省職員研修所にて協議、ミニッツ案作成
6/23 (火)	労働省・次官表敬 ミニッツ署名、団長主催パーティー
6/24 (水)	JICA 事務所報告・打合せ
6/25 (木)	移動 (ジャカルタ → 東京 / GA 872)

1-5 主要面談者リスト

インドネシア労働省関係者

Mr. SUTOPO YUWONO	Secretary General, Ministry of Manpower
Mr. PITOYO, MA	Director, Center of Personnel, Education and Training, MOM
Mr. R. SIDARTO	Director, Instructor Development and Private Training Programme, MOM
Mr. PURNOMO ABDULCADIR	Principal, CEVEST
Mr. TAUFIK NAYU	Chief, Sub-Division of Bilateral Cooperation, Bureau of Public Relations, MOM

CEVESTカウンターパート

Mr. NASIR
Mr. Engkos KOSASIH
Mr. SANTOSA
Mr. SADIMIN
Mr. Sangat SUNARTO
Mr. Yayan SOFYAN
Mr. ASRIAL
Mr. M. Ijas BAYAK
Mr. Ayong KARYO
Mr. Godang MANURUNG

日本側関係者

松野 裕
佐藤 幹治
青木 澄夫

専門家チーム

隅田 速雄
野福 文徳
江尻 武
田野 倉悟
萬野 三男
尾崎 正人
辛島 敏郎
春原 忠仁
大橋 康典
豊田 進也

CEVEST 訓練課長

機械科チーフインストラクター
溶接科チーフインストラクター
板金・配管科チーフインストラクター
電気科（冷凍・空調）チーフインストラクター
電気科チーフインストラクター
自動車整備科チーフインストラクター
電子科チーフインストラクター
研究開発部門（訓練技法）
研究開発部門（元・技能検定）

在インドネシア日本大使館一等書記官
JICA インドネシア事務所次長
JICA インドネシア事務所所員

チームリーダー
調整員
機械（職訓部門代表）
溶接
板金・配管
電気
冷凍・空調
自動車整備
電子
訓練技法

2. 評価総括

(1) CEVEST 評価調査団としては、このプロジェクトが鈴木元総理の提唱した「ASEAN 人造り構想」により実現した五つのプロジェクトの一つであり、これまで約 40 億円の無償資金協力と 1983 年 2 月 16 日から 1988 年 2 月 15 日までのプロ技協を行ってきたものであることを考慮し、① 技術移転が十分行われてきているか、を評価するとともに、② R/D 期間が終了し、日本人専門家が全員帰国した後、イ側において当初の目的どおり CEVEST を円滑に管理運営できるかどうか、について評価した。

(2) したがって、調査団としては次の 2 点に区分して総括的に評価する。

イ. まず、技術移転の面についてであるが、これについては専門家の派遣が計画どおり行えなかった電子分野を除けば、基礎的な技術については良好に移転が進捗していると判断される。しかしながら、最近における技術革新の進展が著しいこともあり、先端的分野については、まだ、ほとんど手が着けられていない状況にある。したがって、今後イ側が自主的に CEVEST を管理運営できるかどうかを技術面で評価すると、設備の維持・管理・修理などの応用的分野と、まだ手が着けられていない先端的分野の技術移転が不十分な状況にあるといえる。

なお、これらの技術移転に要する期間は、少なくとも 2 年は必要であると判断されるが、専門家を減少させる必要がある場合には、板金・溶接・配管分野を合わせて 1 名とすることは可能である。

ロ. 次に、イ側において CEVEST を計画的に継続して管理運営できるかどうかを評価すると、これについては次の理由により、調査団としてはまだ、協力はようやくその緒についた段階であるという印象をもった。

(イ) イ側におけるこのプロジェクトの管理体制は再三の指導の結果、1986 年 12 月によりやく明確になったばかりであり、今後この体制が十分に機能するかどうか見極める必要があること。調査団としては、タイプ 1 の第 3 期生の入校問題などについて議論した状況から判断すると、まだ十分機能していないと評価したこと。

(ロ) イ側は、本プロジェクトを職業訓練の指導センターとして位置づけ、誠実かつ熱心に取り組もうとしているが、財政事情が厳しく計画的な管理運営が困難な状況にあること。調査団としては、日本人専門家が全員帰国した段階においては、CEVEST の円滑な運営が損なわれると判断したこと。

(ハ) イ側は職業訓練法の制定を計画しているが、技能検定をはじめとし、具体的施策の展開にあたり、多くの準備検討が必要であること。調査団としては CEVEST の計画的な管理運営を確保するためには、中・長期的展望に立った行政面での協力が必要であると判断したこと。

(3) 以上により調査団としては、CEVEST は当初の目的に沿って着実にその体制を整備し、技術

移転も良好に進捗しているものの、イ側が自主的に運営できるレベルまでには、まだ達していないと判断する。したがって、できることなら、R/D 終了後少なくとも2年間、継続して協力することが望ましいと考える。

なお、専門家が10カ月不在となった電子分野については、短期専門家を派遣して補完することが妥当である。

3. ミ ニ ッ ツ

3-1 ミニッツ署名に至る経緯

(1) 専門家の作成した基本評価資料をもとに、専門家チーム、カウンターパート(所長を含む)からヒアリングを行った結果、訓練実施部門の6科については、すべてに技術移転の未完了が認められ、特に61年6月から62年3月下旬まで約10カ月にわたり長期専門家が不在(ただし、62年1月から3月初めまで短期専門家が派遣され、主としての分野について技術移転を行った)となった電子科においては、かなりの未完了が認められた。

(2) また、研究開発部門については、当初R/Dの趣旨に則り、national wideの活動を目指したが、イ側実施体制の不備により進捗が困難だったことからR/Dの本来の趣旨に沿った技術移転は、ようやくその緒についた段階であると判断された。

(3) 上記技術移転の未達成状況についてはイ側の労働省関係者もこれを認め、ミニッツにおいて、具体的な未達成内容とともに、述べることとなった。また、イ側はプロジェクトの運営管理面の立ち遅れについても、これを未達成事項ととらえて両者を補完するための協力延長を要望する旨表明するとともに、本件に係る正式要請書を提出していることを説明した。

これに対し、本調査団は対処方針に則り、延長に係るコミットメントを避け、イ側の希望を調査団所見とともに本邦政府に報告する旨述べるにとどめた。

(4) 現行の訓練コースは、R/D署名後のイ側の財政状況の変化及び専門家チームによるニーズ、フィージビリティの調査等によって、マスタープランの遵守が難しく、かつCEVESTの効率的運営の観点から好ましくないと判断されたため、労働省職員研修所のピトヨ所長をはじめとするイ側関係者と本プロジェクトの隅田リーダーをはじめとする日本側関係者との合意に基づき、87/88年度から実施に移されたものである。

本調査団は、かかる合意がイ側の要望によりなされたものであること、及びコース設定の妥当性を確認したところ、改編内容についてミニッツにとどめ、オーソライズを行うこととした(改編の具体的な理由及び内容については、「4-2 訓練コースの改編」のとおり)。

(5) プロジェクトの運営管理体制の自立度の評価、計画の妥当性の評価、及び予想される協力延長におけるプロジェクトの目的の明確化等のための資料として、本調査団はピトヨ局長をはじめとするイ側に対し、Questionnaireを提出、回答・説明を求めたが、このやりとりにおいて重要と思われた下記の点を、ミニッツにとどめることとした。

① 運営予算の確保

イ側は、CEVESTをleading centerとして位置づけ、予算の確保に最大限努力する旨述べた。

② 訓練コースの実施

本調査団から、各訓練コースの計画的、継続的实施、特に養成訓練については3期生の

みならず4期生及びそれ以降についても、計画的に実施するよう申し入れた。

イ側はこれに対し、あらゆる可能な努力を払う旨約した。

③ 職業訓練法制定

イ側において職業訓練法の制定を準備しているので、草案を入手した。全体像については翻訳してから確認したい。

④ 養成訓練のディプロマ

本調査団から、ほどなく卒業するタイプI訓練1期生の修了時資格について確認したところ、ディプロマIIが与えられる予定である旨説明があった。予定とは、すなわち、教育文化省からの認定レターを入手し、同省の大臣決定を待っている、とのことである。

なお、養成訓練については、近い将来におけるアカデミー相当の3年間訓練の導入(対象・高卒者)、大卒者を対象とする1年間訓練の導入についても検討中である旨説明があった。

これに対し本調査団は、導入準備(ニーズ調査、カリキュラム編成etc.)状況及び導入時期の見通し等を尋ねたが、明確な回答を得られなかったため、導入にあたっての十分な準備及び事前協議の必要性について言及しておくにとどめた。

⑤ カウンターパートの追加配置

優秀なカウンターパートの配置について尋ねたところ、イ側からタイプI訓練修了者のうち優秀な者を各科1名程度CEVESTに残す方針である旨説明があった。

⑥ 機材の活用

本調査団から、日本から供与した機材(無償、技協・供与、技協・携行、単独供与)の有効な活用を図るべき旨申し入れたが、これは、必要な機材についてのメーカーとのメンテナンス契約、引き取り期間の短縮及びそのための引き取り費計上等の必要性を指すものである。

イ側は、その方向で努力する旨応えた。

MINUTES OF DISCUSSIONS
BETWEEN
THE JAPANESE EVALUATION TEAM
AND
THE INDONESIAN COUNTERPART TEAM
OF THE MINISTRY OF MANPOWER
ON
THE JAPAN - INDONESIA TECHNICAL COOPERATION FOR
THE CENTER FOR VOCATIONAL AND
EXTENSION SERVICE TRAINING (CEVEST)

The Japanese Evaluation Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Mr. TADASHI TAKAHASHI, Deputy Director, Vocational Training Department, Employment Promotion Corporation, visited the Republic of Indonesia from 16 to 24 June, 1987, for the purpose of evaluating the achievements of the technical cooperation for the Vocational Training Department of the Center for Vocational and Extension Service Training (CEVEST) as well as discussing the issues on the implementation of the Project with the Indonesian authorities concerned of the Government of Indonesia (hereinafter referred to as "the Indonesian side").

During the Team staying in the Republic of Indonesia the Team had a series of discussions with the Japanese Experts Team to CEVEST, their counterparts and authorities of Ministry of Manpower concerned in respect to the progress of technical transfer, accomplishment of plans and the desirable measures to be taken by both Governments in the implementation of activities of CEVEST.

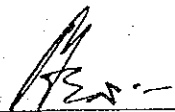
As a result of the discussions, both sides came to the understanding concerning the matters referred to in the document attached herewith.

June 23, 1987
Jakarta
The Republic of Indonesia

高橋 匡

TADASHI TAKAHASHI
Leader, Japanese
Evaluation, Team,
Japan International Cooperation
Agency, Japan.

高橋


PITUYO
Director, Center of Personnel
Education and Training,
Ministry of Manpower,
Republic of Indonesia.

THE ATTACHED DOCUMENT

I. EVALUATION RESULTS OF TECHNICAL TRANSFER

1. Technical Transfer in Vocational Training Department

As a result of Evaluation, the Team observed that the technical transfer to the Indonesian counterpart personnel has made a significant progress in most trades. However, some unaccomplishments were also observed in all six trades, especially in electronics that experienced 10 month - period of absence of the Japanese Expert during the fiscal year 1986/87.

The details of the unaccomplishments are as follows :

- a. maintenance and trouble-shooting of the equipment of advanced technology, including some equipment with which general technical transfer was already done.
- b. Technical transfer concerning progressed techniques and skill, which consists of :
 - (1) Programming of machining center
 - (2) Operation and maintenance of machine
 - (3) Develop X Ray film
 - (4) Pipe fitting and water heater
 - (5) Automatic transmission
 - (6) Contactless sequence control
 - (7) Programmable controller
 - (8) High tension and generator plant
 - (9) Planning and calculation of domestic refrigerator & freezer
 - (10) Design of evaporator, condenser and compressor
 - (11) Micro processor and micro computer
 - (12) Personal Computer
 - (13) Video tape recorder technology
 - (14) Radio transceiver technology
 - (15) Others.

2. Technical Transfer in Research & Development Department

As for Research & Development Department, observation was made that the unaccomplishment of technical transfer was due to the lack of number of the Indonesian counterpart personnel of training methodology section that ended in March, 1987 and which, in fact related to problem of budget allocation to this department.

1.  高橋

II. REQUEST FOR EXTENSION OF TECHNICAL COOPERATION

The Indonesian side also admitted the above mentioned unaccomplishments and stated that they hope an extension of technical cooperation in order to supplement the unaccomplishments. They also stated that they have already submitted a request for the extension to Japanese Government.

The Team mentioned that they would convey the request of Indonesian side to Japanese Government as they would report the result of their evaluation.

III. THE REVISION IN THE IMPLEMENTATION OF TRAINING COURSES

A certain difference was observed between the existing training courses and Master Plan written on the Record of Discussion. Such a difference came from the necessity agreed upon, to secure prompt catch-up to the change of circumstances in Indonesia following the purpose of the Record of Discussions.

The Indonesian side explained the reason of this difference i.e. for the purpose of meeting the current need of Vocational Training Instructor Development in Indonesia, they requested to the Japanese Experts' Team for the revision of courses. The revision was brought into delivery at the beginning of the fiscal year 1987/1988.

The points of the revision were as follows :

- the transformation of Instructor Training Type I into "FOSTERING TRAINING" absorbing the concept of Instructor Training Type II.
- The integration of three Upgrading/Retraining Courses into "UPGRADE TRAINING" flexibly organized according to the need of each class.
- The transformation of Director Training into "MANAGEMENT TRAINING".
- The nominal change of Training for Instructors of Private Enterprises to "ENTERPRISE TRAINING" for diversification of its participants.

IV. ISSUES DISCUSSED FOR SMOOTH IMPLEMENTATION OF THE PROJECT

1. Securing Management Budget

The Indonesian side stated that, regarding CEVEST as the leading center of vocational training in Indonesia, they

..... 高橋

would make every effort to secure the enough management budget for CEVEST.

2. Implementation of Training Courses

The Team strongly requested for the steady and continuous implementation of training courses based on the regular plan, especially as for Fostering Training, not only, the 3rd batch, but also the 4th and later batches should be implemented according to the regular schedule.

The Indonesian side agreed that they would make every possible efforts to realize the request.

3. The Rules which Governs Vocational Training

The Indonesian side explained to the Team that they are preparing "Vocational Training Law" which would be the base for further activities in this field.

4. Diploma for Fostering Training

In response to the Team's question to confirm the qualification given to the graduates of Fostering Training, the Indonesian side explained that Diploma II would be given, provided the official recognition by Ministry of Education and Culture as its Ministerial Decree.

They also explained their prospect for acquiring the Academy Level Status for CEVEST, by introducing a 3 year-period of Fostering Training, the participants of which would receive Diploma III on their graduation.

Possibility was also mentioned to introduce 1 year-period of Fostering Training for university and college graduates.

The Team commented that as for introducing new courses, previous discussions and authorization with Japanese Government as well as thorough investigation on the need, curriculum, etc. and consultation with the Japanese Experts is necessary, if it would be realized during the cooperation period.

5. Additional Placement of Counterpart Personnel

The both side agreed that additional Placement of counterpart instructors is likely to be indispensable to the smooth implementation of the plan of training courses and it would be appropriate to assign some excellent graduates from Fostering Training.

..... 高橋

6. Utilization of the Donated Equipment

The Team requested the Indonesian side to secure effective and satisfactory utilization of the machines and equipments donated by Japanese Government.

The Indonesian side replied that they would make efforts along with that line.

高橋

ANNEX - LIST OF PARTICIPANTS

1. Japanese side

Mr. TADASHI TAKAHASHI (Team Leader)	Deputy Director, Vocational Training Department, Employment Promotion Corporation.
Mr. KOICHI HIRAYAMA (Development of Training Materials)	Senior Officer of Trade Skill Test, Skill Promotion Division, Human Re- sources Development Bureau, Ministry of Labour.
Mr. YASUO YONEKAWA (Training Planning)	Chief, 1st Budget Section Adminis- tration Division, Human Resources Development Bureau, Ministry of La- bour.
Mr. SAKAE MUTO (Electronics)	Manager, Electric/Chemical Training Research Unit, 1st Development and Research Department, Research and Development Institute of Vocational Training, Employment Promotion Cor- poration.
Mrs. TOMOKO WADA (Cooperation Planning)	Staff, Overseas Centers Division, Social Development Cooperation Department, Japan International Cooperation Agency.
Mr. FUKUO SASAKI	Staff, Overseas Centers Division, Social Development Cooperation Department, Japan International Co- operation Agency.
Mr. YUTAKA MATSUO	Labour Attache, Embassy of Japan.
Mr. SUMIO AOKI	Assistant Resident Representative, Indonesia Office, Japan Internatio- nal Cooperation Agency.
Mr. HAYAO SUMIDA	Leader of the Japanese Experts Team.

.....高橋

〔参考〕プロジェクト経緯一覧（職業訓練部門のみ）

年	調査団派遣	プロジェクト運営関連事項	プロジェクト活動
S 55～56 (1980～81)	調査団派遣に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ S 55 / 9 田中通産大臣（当時）訪問時インドネシアの中小企業振興計画に対し我が国は協力を約した。 ・ S 56 / 1 鈴木善幸首相（当時）ASEAN 諸国を歴訪。 ・ S 56 / 4 同首相提唱の「ASEAN 人造りへの協力」構想に応えて、インドネシア側が提案。 <ul style="list-style-type: none"> ① 無償資金協力（建物建設及び主要機材の供与） ② 技術協力（専門家派遣、研修員受入れ及び技術移転用補足機材の供与） ・ S 56 / 4 第1回準備会合（於・東京）——人造りプロジェクト構想についてその具体化を図ることを目的とし、我が国は構想の基本的枠組について説明、ASEAN 側からは、本件プロジェクトの対象（分野）について説明がなされた。 ・ S 56 / 5 ASEAN 常任委員会——各国の関心分野に関し、引き続き我が国との間で二国間協議が進められるべきこと、各国のプロジェクト実施については、準備が完了次第、取り進めること等が申し合わされた。 ・ 「イ」国政府より職業訓練指導員及び小規模工業普及員の養成を目的とする人造りセンター設置の要請が出された。 ・ 「イ」国要請の背景・要請内容及び可能性を調査した。 ・ 10月第2回準備会合（於・ジャカルタ）——当会合で各国のプロジェクトの概要がほぼ決定され、この中で「イ」国に対して「職業訓練指導員・小規模工業普及員養成センター（CEVEST）」の設立が決定された。 ・ 「イ」側の要請内容の詳細及び受入れ体制の確認等を行った。 	
S 57 (1982)	第2次予備調査(11/30～12/20) 事前調査(10/5～10/19)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日」・「イ」双方協力可能な技術協力計画の大枠を固め、プロジェクト実施について「日」・「イ」双方のとるべき措置を確認し技術協力の暫定的実施スケジュールについて協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ C/P 受入れ(3/25～4/3)計4名(行政)

年	調査団派遣	プロジェクト運営関連事項	プロジェクト活動
S 58 (1983)	実施協議チーム (2/8~2/17) 計画打合せ調査団 (12/中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 2/16 R/D 署名—5カ年にわたる協力が開始された。 7/9 E/N 署名—約40億円をもって工事の施工、主要機材の供与を実施。 9/3 鈴木前総理、有田総裁の出席のもと開所式が挙行された。 労働省及び工業省担当官と本プロジェクトの進め方につき意見交換を行った。 9月坂本労働大臣 ASEAN 人造りプロジェクト視察のためのインドネシア訪問。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家赴任 7~11月 (11名) 「イ」国の職業訓練事情の調査、資料収集、企業における技能労働力の実態調査、技協機材の現地調達可能性調査 (58/7~59/3)
S 59 (1984)			<ul style="list-style-type: none"> 専門家赴任 (4月-2名、6月-2名、11月-2名) 計6名 C/P 受入れ { <ul style="list-style-type: none"> ① 4/5~10/30 7名 ② 10/11~4/28 7名 ③ 1/24~9/4 2名 計16名 (一般) 教科書の作成 職訓センター (11カ所)の修了生の就職状況調査 職訓センター視察
S 60 (1985)	巡回指導調査団 (3/11~3/19) 巡回指導調査団 (11/13~11/21)	<ul style="list-style-type: none"> 3/8 第1回合同委員会開催。 3/15 スドモ労働大臣及び巡回指導調査団の出席を得、第2回合同委員会を開催。 3/18 施設 (無償資金協力) 引渡式。 9/3 開所式 (労働、工業合同) 鈴木善幸元総理、スドモ労働大臣、ハルタルト工業大臣等出席。 11/5 MENPAN への地位確認申請。 	<ul style="list-style-type: none"> 職訓部門は5月末にテキスト完成 7/15 タイプI コース研修生 75名規模で開講 「訓練修了生の就業実態調査」とりまとめ 11/18 NC 特別向上訓練開講 20名 (~1/9) 交替専門家1名赴任 (12月)
S 61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> 6/25 リーダー交替に伴う合同委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚教材作成短期専門家派遣 (1/20~2/28) C/P 受入れ { <ul style="list-style-type: none"> 1/13~7/2 6名 1/13~10/8 1名 交替専門家 1名赴任 (2月) 専門家帰国 (3月2名、5月1名) リーダー交替 (6月)

年	調査団派遣	プロジェクト運営関連事項	プロジェクト活動
S 61 (1986)	計画打合せ調査団(9/21~9/30)	<ul style="list-style-type: none"> 12/20 地位承認の大臣令公布 	<p>プロジェクト活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 7/7 向上訓練 機械科(10名)、溶接科(9名) 開講 (~10/6) C/P 15名追加配属 (8~9月) 9/22 向上訓練 板金科、電気科、電子科、自動車整備科(各10名) 開講 (~12/20) C/P 受入れ { 10/16~10/30 2名(準高級) 11/13~8/5 1名 調査員交替(11月) 短期専門家派遣(鍛造、塗装、配管)(11/26~1/24) 11/10 民間指導員訓練 ガソリンエンジン(20名) (~1/3)
S 62 (1987)	<ul style="list-style-type: none"> 4/2 専任所長着任(ブルノモ前暫定所長) 5/25~26 運営指導短期専門家(外務省技術協力課 下元事務官) 		<ul style="list-style-type: none"> 短期専門家派遣(電子)(1/5~3/4) " (視覚)(1/12~3/11) C/P 受入れ 1/26~9/2 3名 1/13 民間指導員訓練 自動二輪、テレビ修理(各20名) (~3/9) 3/2~3 6カ月訓練のカリキュラム開発、技能検定制度に係るセミナー 3/19 タイプI 2期生訓練(80名) 開講 3/23 NC 機械向上訓練(受益者負担コース) 開講 10名 (~4/21) 「公共職業訓練におけるカリキュラムの編成」とりまとめ 交替専門家等 2名赴任(3月) 専門家帰国(2名)(3月) 5/23 タイプI 1期生訓練終了

年	調査団派遣	プロジェクト運営関連事項	プロジェクト活動
S 62 (1987)	<p>エバリュエーション調査団 (6/16～6/25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月イ側からR/D延長要請提出 ・ 6/20～25 運営指導短期専門家 (JICA 社会開発協力部 佐々木職員) ・ 10/18～22 R/D延長協議に係る短期専門家チーム派遣 (JICA 海外センター課・森本課長、労働省海外協力課・榎本補佐) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6/8～ タイプ I 1 期生卒業試験等 ・ C/P 受入れ 6/16～12/22 (2名) ・ 6/18 管理者訓練コース開講 20名 ・ 7/3 タイプ I 1 期生卒業式 ・ 単独供与機材 (マシンニングセンター) に係る短期 専門家派遣 (7/7～25)

第 2 章 各 論

4. 訓練コース実施状況

4-1 マスタープラン上の訓練構想

職業訓練の実施内容については、R/D調査団とイ側との討議によって下表(表4-1)のとおり合意がなされている。

表4-1 CEVEST訓練構想

系	コース 訓練科	指導員養成訓練		指導員向上・再訓練			校長 訓練	事業内 指導員 等訓練
		タイプⅠ	タイプⅡ	アシスタント インストラク ター ↓ ジュニア・イ ンストラクタ ー	ジュニア・イ ンストラクタ ー ↓ インストラク ター	インストラク ター ↓ シニア・イ ンストラクタ ー		
機 械	機 械	20	230	15	11	8	120	400
金 属 加 工	溶 接	20		15	11	8		
	板金・配管	10		7	5	4		
自動車	自動車修理	45		33	24	18		
電 気	電 気	20		15	11	8		
	電 子	30		22	16	12		
合計(年間定員)		145		107	78	58		
備 考	訓練期間	2年	4カ月	3カ月	3カ月	3カ月	2カ月	1～2週間 または それ以上
	回数	年1回	年3回	年1回	年1回	年1回	年数回	年20回程度
	資格	高卒2年以上の実務経験またはアカデミー卒	職種に関する十分な知識・技能	アシスタント・インストラクターとして実務経験5年以上	ジュニア・インストラクターとして実務経験5年以上	インストラクターとして実務経験5年以上	現校長または校長予定者	事業内の指導員等
	その他		指導技法のみ					

4-1-1 指導員養成訓練

(1) タイプⅠ訓練

インドネシアの全訓練センター153カ所に必要な指導員は約5,400名で、現有指導員約2,500名との差2,900名が不足している状態である。

したがって、インドネシア政府はこの不足を補うべく、約2,500名の新規指導員候補を、1985年に国家公務員として採用し、BLK、KLKに配属済みであり、この2,500名を順次、早急に訓練して指導員とする計画である。

(2) タイプⅡ訓練

訓練対象職種に関する十分な知識及び技能を有する者に対して指導技法等の訓練をして、

指導員として採用するコースである。

4-1-2 指導員向上・再訓練

CEVESTの2年訓練を指導員訓練の中心に据え、2年未満の指導員訓練を終えた者には向上訓練を受けさせ、2年訓練と同様の能力を付与する計画である。現有指導員2,500名の中には、1年未満の指導員訓練(3、6、9カ月)を終えただけで指導員として配属された者が、およそ1,900名あり、3カ月程度の向上訓練を数回受けることによって2年訓練と同レベルとする計画である。

また、1年課程の指導員訓練を修了したものが約600名あり、実務経験を積んだ者に3カ月の向上訓練を受けさせ、さらに上の向上訓練(3カ月)を受けることによって、CEVESTの2年訓練と同等とする計画が進められている。

4-1-3 校長訓練

現校長または校長予定者を対象に訓練期間2カ月で、年数回延べ120人に対して実施する計画である。

4-1-4 事業内指導員訓練

事業内訓練を担当している指導員等に対して、年20回程度、1～2週間程度の短期間で年間延べ400人程度訓練する計画である。

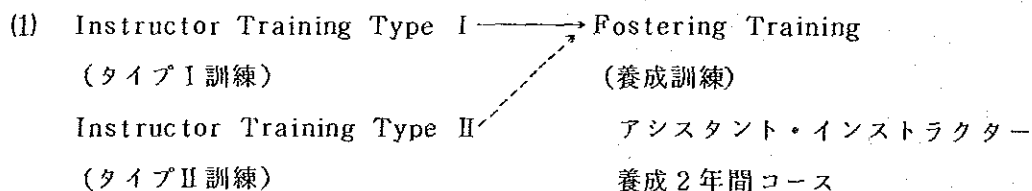
インドネシア人への技術移転を早めること、及び企業の社会的責任として企業内訓練施設を設けることを義務づけている(罰則はなし)。

4-2 訓練コースの改編

R/D署名後のインドネシア側の財政状況の変化及び専門家チームによるニーズ、フィジビリティの調査等によって、マスタープランの遵守が難しく、かつCEVESTの効率的運営の視点から好ましくないと判断されたため、労働省職員研修所長のピトヨ所長をはじめとするインドネシア側関係者と本プロジェクトの隅田リーダーをはじめとする日本側関係者との合意に基づき、表4-2のように改編することとして87/88年度から実施に移されている。

本調査団は、かかる合意がインドネシア側の要望によりなされたものであること、及びコース設定の妥当性を確認したところ、改編内容についてミニッツにとどめ、オーソライズを行った。

改編の要点は以下のとおり。



- (2) Upgrading/Retraining → Upgrade Training
 (向上訓練・再訓練) (向上訓練)
 アシスタント・インストラクター アシスタント・インストラクターを対象に養成訓練修了者並のレベルへの引き上げを目指す。対象者別のコース設定は行わず、開設期ごとに適宜内容を設定する。3カ月。
 →ジュニア・インストラクター
 ジュニア・インストラクター
 →インストラクター
 インストラクター
 →シニア・インストラクター
- (3) Director Training → Management Training
 (校長訓練) (管理者訓練)
 各職業訓練センターの中間管理職及びその候補者を対象に訓練技法、カリキュラム開発等のテーマで開講。2カ月。
- (4) Training for Instructors of Private Enterprises → Enterprise Training
 (事業内指導員等訓練) (民間指導員等訓練)
 対象者は私立訓練センター・訓練校の指導員、企業内指導員及びその候補者。労働省全額負担及び企業負担の2タイプ。

表 4-2 訓練コースの改編

項目	改訂前	改訂後	改訂の必要性及び理由
1. 訓練コース	<p>a. 指導員養成訓練 タイプI、タイプII</p> <p>b. 指導員向上・再訓練 アンスタントインストラクター ジュニアインストラクター インストラクター</p> <p>c. 校長訓練</p> <p>d. 事業内指導員等訓練</p>	<p>a. 養成訓練</p> <p>b. 向上訓練</p> <p>c. 管理者訓練</p> <p>d. 民間指導員訓練</p>	<p>a. タイプII訓練はインドネシアの公務員採用制度になじまず現在、実施の可能性がない。タイプIIの訓練内容はすべてタイプI訓練に含まれており、採用制度が変わった場合でもイ側のみで実施可能。</p> <p>b. 全インドネシアの公共訓練指導員のうち経験4年以下1,513名、8年以下721名、12年以下123名、12年以上105名となっており、10年以上でCEVESTの職種に所属する者は、さらに上記の半数となり、10年以上の者は以下の管理者訓練コースの対象者となると思われる。したがってアシスタントインストラクター→ジュニアインストラクターコースのみの実施となる。</p> <p>c. 全インドネシアの公共訓練センター153には既に校長が着任しており、さらに訓練センターを増設する予定はない。したがって現在必要としている中間管理職を含めたコースに変更する必要がある。</p> <p>d. 私立訓練センターの指導員及び企業内訓練センター指導員を対象としており、事業内指導員訓練コース名では内容と合致しない。</p>
2. 訓練定員	<p>a. 指導員養成訓練 タイプI 145名、タイプII 230名</p> <p>b. 指導員向上・再訓練 アシスタントインストラクター 107名 ジュニアインストラクター 78名 インストラクター 58名</p> <p>c. 校長訓練</p> <p>d. 事業内指導員訓練 75名</p>	<p>a. 養成訓練 115名(各科20名ただし板金15名)</p> <p>b. 向上訓練 115名(各科20名ただし板金15名)</p> <p>c. 管理者訓練 20名</p> <p>d. 民間指導員訓練 115名(各科20名ただし板金15名) 37名</p>	<p>インドネシアの訓練規則では1コースの定員が20名となっている。また、板金科は当初から15名であり20名までの設備を有していないので15名とした。</p>
3. 指導員(C/P)数			<p>定員20名のコースに対して2名の指導員が担当することを原則とし、各科最大限同時に養成1年、養成2年及び向上または民間の3コースを行うとした場合5~6名のC/P数となる。</p>